

平成 31 年度事業計画(平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)

□ 定款より

(事業)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本の伝統文化及び現代芸術の分野における優秀な新人及び文化・芸術の研究者に対する助成
- (2) 日本の伝統文化及び現代芸術の分野で著しく貢献している者に対する顕彰
- (3) 芸術系大学等に在学する学生及びその他の学生に対する奨学金の給付
- (4) 日本の伝統文化及び現代芸術を、不特定多数の人々に提供するための文化・芸術活動の実施
- (5) 文化・芸術の交流を通じて国際社会の相互理解を促進する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については本邦及び海外において行うものとする。

公益目的事業 (公 1:文化藝術振興事業)

➤ 予算:1,530 万円

◆ 助成顕彰事業「創造する伝統賞」の主催(定款第 4 条(1)(2)(5))

➤ 予算:400 万円

(1) 賞 賞金 総額 300 万円

創造する伝統大賞 @200 万円(該当者がある場合のみ)

創造する伝統賞 @100 万円

(2) 対象 下記のいずれかに該当する者で、年齢・国籍に関わらず日本国内で活動する者

① 日本の伝統文化・現代芸術の諸分野において、画期的で意義深い活動をしている技能者・研究者・アーティストで、著しく貢献しているにも関わらず、社会的評価を受けることが難しい者

② 日本の伝統文化・現代芸術の諸分野において新たな発展に資する活動を行っており、将来にわたり活動が期待される者

(3) 募集方法 公募のほか推薦委員より候補者を列挙

(4) 選考方法 選考委員会を開催し、候補者より選出後、理事会で決定

(5) 応募受付期間 平成 31 年 6 月 1 日～6 月 30 日

(6) 結果発表 平成 31 年 11 月上旬に発表、平成 32 年 2 月上旬に授賞式典を実施

(7) その他 歴代受賞者のフォローアップ

・ ホームページや SNS を利用した活動状況の収集、発信

- ・ 展覧会、アトリエ、公演等、活動状況の視察
- ・ 文化芸術活動事業への招致
- ・ 展覧会、公演等への協力(チケット買上、宣伝、その他制作協力等)

◆ 育英事業「日本文化藝術奨学金」「加藤定奨学金」の実施(定款 4 条(3))

➤ 予算:640 万

1. 日本文化藝術奨学金

- (1) 給付人数及び金額 大学院生 6 名 奨学金 1 年間 50 万円給付
- (2) 対象 次の条件を充たし、文化・芸術の分野で将来にわたり活動が期待され、才能・可能性が認められる者
 - ① 国内の芸術系大学の大学院に就学しており、かつ次年度在籍予定者であること
 - ② 学業成績、生活態度共に優秀で、健康な学生であること

※対象の大学は、国内の芸術系の大学・大学院で実技部門を設けている大学とする。
ただし、音楽部門は除く。
- (3) 募集方法 公募(芸術系大学への案内、WEB サイト等で告知)
- (4) 応募受付期間 平成 31 年 6 月 1 日～6 月 11 日
- (5) 選考方法 選考委員会を開催し、候補者を選出後、理事会で決定
- (6) 給付方法 決定通知後、本人の口座に 2 月と次年度 7 月の 2 回に分割して支給
- (7) 結果発表 平成 31 年 11 月上旬に発表、平成 32 年 2 月上旬に授与式を実施
- (8) その他 歴代受給者のフォローアップ
 - ・ ホームページや SNS を利用した活動状況の収集、発信
 - ・ 展覧会、アトリエ、公演等、活動状況の視察
 - ・ 文化芸術活動事業への招致

2. 加藤定奨学金

- (1) 給付人数及び金額 学部生 7 名 (京都 3 名/全国 4 名) 奨学金 1 年間 30 万円給付
- (2) 対象 次の条件を充たす者
 - ① 国内の芸術系大学の 2 年生及び 3 年生に就学し、かつ次年度在籍予定者であること
 - ② 学業優秀、品行方正でありながら経済的事由によって就学に支障をきたしている学生であること

※ 対象の大学は、国内の芸術系の大学・大学院で実技部門を設けている大学とする。
ただし、音楽部門は除く。
- (3) 募集方法 公募(芸術系の大学への案内 WEB サイト等で告知、応募は各大学で取りまとめて行う)
- (4) 応募受付期間 平成 31 年 6 月 1 日～6 月 11 日

- (5) 選考方法 選考委員会を開催し、候補者を選出後、理事会で決定
- (6) 給付方法 決定通知後、本人の口座に2月と次年度7月の2回に分割して支給
- (7) 選考委員について 「日本文化藝術奨学金」とあわせて選考を実施する

◆ 文化藝術普及活動(定款第4条(4)(6))

➤ 予算:250万円

1. 「創造する伝統 杜の中の文化祭」

➤ 予算:250万

当財団の基本理念である「創造する伝統」を体現するこれまでの助成顕彰受賞者、日本文化藝術奨学金奨学生、役員・委員を招致した催しを開催。文化・芸術への興味を深め、親しむことを目的とする。

実施概要:

①【中今茶会】

明治神宮内の茶室「隔雲亭」を会場とした茶会。これまでの助成顕彰事業受賞者、育英事業受給者に協力を求め、彼らの作品を配し、小川流煎茶による茶席を設ける。

会 場 :明治神宮「隔雲亭」

開催日時:平成31年11月中旬(予定)

特別協力:明治神宮(予定)

協 力 :小川流煎茶

後 援 :京都造形芸術大学、東北芸術工科大学

出 展 :名倉達了／硯刻・彫刻家 (第9回創造する伝統賞)、
その他1~2名

②【CAC(Cross the Arts and Culture)】(仮)

これまでの助成顕彰事業受賞者および奨学金受給者、当財団の役員・委員を招聘し、多分野の文化芸術をとりあげた講演会やワークショップ、コンサートなどのイベントを行う。

会 場 :明治神宮「参集殿」

開催日時:平成31年7月下旬(予定)

特別協力:明治神宮(予定)

協 力 :株式会社岡田屋布施

後 援 :京都造形芸術大学、東北芸術工科大学

出 演:若獅子会／邦楽囃子(第9回創造する伝統賞)

プログラム:演奏鑑賞／解説／紙芝居／ワークショップ

※紙芝居は過去の奨学生が作成

2. ブログ（四季おりおり）

➤ 予算:20 万

① これまでの「ブログ四季おりおり」の冊子配布

② ブログの運営

役員・委員・過去の授賞者等をゲストに招き、「創造する伝統とは何か」をテーマに掲載。
毎月 1 回更新予定。

◆ 公益事業共通(定款第 4 条(1)(2)(3)(4)(5)(6))

➤ 予算:330 万円

1. 授与式典の開催

「創造する伝統賞」「日本文化藝術奨学金」の授与式典を開催。授与式のほか、各受賞者・奨学生の活動紹介(展示・プレゼンテーション等)を行う。また、文化芸術の各界関係者や賛助会員を招待し、交流をはかる。

会 場 :明治記念館

開催日時:平成 32 年 2 月初旬(予定)

内 容:賞金・奨学金の授与式、受賞者・奨学生の紹介(展示・プレゼン等)、親睦会

2. WEB サイトの運営

① ホームページ <http://jp-artsfdn.org/>

② facebook <https://www.facebook.com/jparts.fdn>

③ twitter <https://twitter.com/jpartsfdn>

内 容 :

- ・ 主催イベント等の告知、申込受付
- ・ 「創造する伝統賞」および奨学金の募集告知、資料請求受付
- ・ 文化芸術の会入会案内、入会受付、会員管理
- ・ これまでの助成顕彰事業授賞者、育英事業奨学生の活動紹介